

令和3年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和3年度6月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		障がい福祉課	6
	長寿社会課	9	
	健康政策課	11	
	2 歳入歳出事項別明細書		14
	3 節の明細		18

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例	福祉監査指導課	19
議案第6号	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例	障がい福祉課	22
議案第9号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	医療・保険課	24
議案第11号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	障がい福祉課	38

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	39

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,832,120	5,315	5,837,435	3,600			1,715	
障がい福祉課	8,055,458	118,996	8,174,454	37,166	62,000		19,830	
長寿社会課	12,007,671	1,109,228	13,116,899	369,743		554,614	184,871	
健康政策課	1,274,780	10,893	1,285,673	6,406			4,487	
部計	48,233,877	1,244,432	49,478,309	416,915	<62,000> 62,000	554,614	210,903	県費負担 272,903
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)新型コロナ生活困窮者自立支援事業 ・重度障がい児者支援事業 ・(新)鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 ・鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金 ・みんなで支えあう自死対策推進事業 ・(新)がん患者等に対する妊よう性温存療法支援事業 								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県立福祉人材センター基金造成補助事業	0	1,715	1,715				1,715	
トータルコスト	0	2,507	2,507	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和2年度の県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還してもらい、その余剰金から経営努力によらない額を控除した額を公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。

※指定管理期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（県立福祉人材研修センターの指定管理者）

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉を目的とする事業を運営する者への支援及び調査研究
- 高齢者の生きがい対策事業の充実

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

- 情報提供機能の充実および県立福祉人材研修センター利用促進
- 施設環境の整備
- 災害時必要物品の整備
- 職員接遇研修の実施

(4) 所要経費

（単位：千円）

区分	金額	摘要
令和2年度委託料支払額 （協定書の額）	38,321	既支払額（A）
令和2年度委託料実績額	34,640	（B）
令和2年度委託料余剰額	3,681	（C = A - B）
経営努力によらない額	1,966	（D）
補助額	1,715	（C - D）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・公益事業及び社会福祉に関わる人材の育成及び県民の社会福祉に対する理解と参加の促進をはかる。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナ生活困窮者自立支援事業	0	3,600	3,600	3,600				
トータルコスト	0	4,392	4,392	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	給付金交付事務等				
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>新型コロナウイルスによる影響の長期化に伴い、生活福祉資金の特例貸付の借入が限度額に達しているなど、さらなる借入ができなくなった困窮世帯に対し給付金を給付することで、当面の生活費を支える。 （国庫補助10/10）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 給付金の名称 新型コロナ生活困窮者自立支援金（仮称）</p> <p>(2) 対象 生活福祉資金の特例貸付の借入が限度額に達しているなど、さらなる借入ができなくなった困窮世帯で、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入要件 市町村民税均等割非課税の1/12と住宅扶助基準額の合計額を超えないこと ・資産要件 預貯金が上記の6倍以下（ただし100万円以下） ・求職等要件 ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請を行うこと <p>(3) 支給額（月額） 単身：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</p> <p>(4) 支給期間 7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）</p> <p>(5) 実施主体 福祉事務所設置自治体（県予算は福祉事務所未設置の三朝町・大山町分を措置）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす困窮世帯に対して給付金を給付することで、当面の生活費を支援しながら生活の自立を支える。 								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	35,585	61,246	96,831		<48,000> 48,000		13,246	県費負担 61,246
トータルコスト	37,961	62,038	99,999	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

重症心身障がい児者等受入事業所の施設整備費に対し助成することにより、重症心身障がい児者等の地域生活の一層の充実を図る。

2 主な事業内容

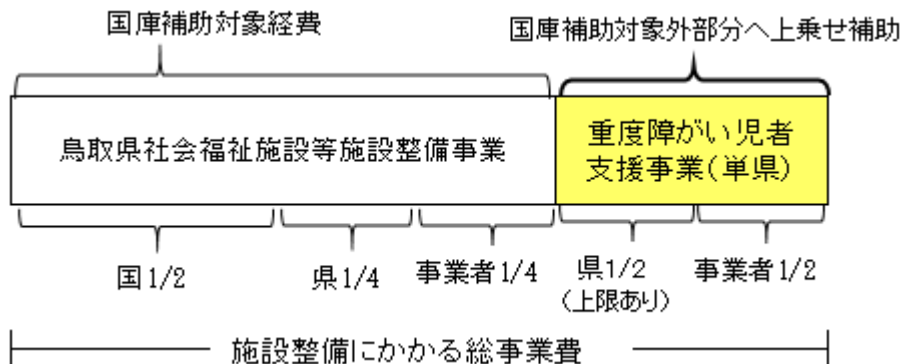
（1）制度内容

鳥取県社会福祉施設等施設整備事業のうち、重症心身障がい児者等のための施設整備等において、国庫補助事業対象外となった部分の1/2を補助する。ただし、鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする。

（2）予算額 61,246千円（3カ所分）

グループホーム、生活介護、短期入所などのサービスを提供する3事業所を予定している。

※参考（補助イメージ）



3 事業目標・取組状況・改善点

- 障がい者プランに定める、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る基本的な考え方や方向性に基づき、その計画的な推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児者や重度障がい児者を対象とする事業所（生活介護、短期入所、グループホーム等）の創設・改修等に取り組み、社会資本の整備を図る。

＜近年の整備実績＞

令和2年度補正	2件（生活介護1件、グループホーム1件）
令和2年度	3件（グループホーム1件、その他2件）
令和元年度補正	1件（グループホーム）
平成30年度補正	1件（グループホーム）
平成29年度補正	1件（生活介護）

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	0	55,750	55,750	37,166	<14,000> 14,000		4,584	県費負担 18,584
トータルコスト	0	58,918	58,918	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人					
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい福祉サービス事業所等県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国庫補助制度を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。								
2 主な事業内容								
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等							
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕等							
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費							
補助率	3/4							
負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4							
内容	障害福祉サービス事業所の創設等 （今回の補助対象：グループホーム、自立訓練（生活訓練）の2事業所を予定）							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランに定める、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る基本的な考え方や方向性に基づき、その計画的な推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児者や重度障がい児者を対象とする事業所（生活介護、短期入所、グループホーム等）の創設・改修等に取り組み、社会資本の整備を図る。 								
<近年の整備実績>								
令和2年度補正	5件（生活介護3件、グループホーム1件、その他1件）							
令和2年度	7件（グループホーム2件、その他5件）							
令和元年度補正	2件（グループホーム1件、その他1件）							
令和元年度	3件（生活介護1、その他2件）							
平成30年度補正	2件（グループホーム2件）							
平成30年度	3件（グループホーム2件、その他1件）							
平成29年度補正	5件（生活介護2件、グループホーム3件）							
平成29年度	2件（生活介護1件、グループホーム1件）							

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）あいサポート運動向上事業	0	2,000	2,000				2,000	
トータルコスト	0	2,792	2,792	（補正に係る主な業務内容） 委託契約事務、補助金関係事務				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「法」という）が改正され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が3年以内に義務化されることに伴い、同法を先取りした「あいサポート運動」発祥の本県において、地域共生社会の取組を加速させるため、あいサポート精神の理解を深めるためのシンポジウムを開催するとともに、民間事業者の「合理的配慮の提供」の環境づくりの支援を行う。</p> <p>※「合理的配慮の提供」…行政や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲において対応すること。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（1）あいサポート運動のさらなる推進のためのシンポジウムの開催など</p> <p>法の改正に伴い、現行「努力義務」であった事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることについて、その背景や理念の理解を深めるためのシンポジウムを開催するなど、県内事業者に広く普及啓発を行う。 [開催内容] 民間事業者や学識経験者等による対談、「合理的配慮の提供」事例の報告など [対象] 企業や店舗などの民間事業者、障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、あいサポート企業・団体やあいサポーター など</p> <p>※新型コロナの感染状況を踏まえ、インターネット配信による実施も検討</p> <p>（2）合理的配慮実施のための支援</p> <p>民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費について、助成を行う。 [補助限度額] 1件30万円 補助率1/2 [補助例] 段差解消のための携帯スロープや車イスの購入、筆談ボードの購入やレストランメニューの点字化等コミュニケーション支援に要する経費 など</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者や一般県民に対して、法改正に伴う「合理的配慮の提供」の義務化について広く周知し、地域共生社会の実現に向け、理解促進を図る。 								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7178)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	468,523	554,614	1,023,137			(基金繰入金) 554,614		
トータルコスト	469,315	555,406	1,024,721	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				

工程表の政策内容

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し介護施設等の整備をすすめる。

2 主な事業内容

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。

対象施設	認知症高齢者グループホーム等
予算額	264,320千円
補助率	県10/10

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。

対象施設	認知症高齢者グループホーム等
予算額	290,294千円
補助率	県10/10

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し介護施設等の整備をすすめることを目的とする。
- 平成28年度より認知症高齢者グループホーム等の介護施設等を整備し、市町村の介護保険計画が達成できるよう適切に支援を行った。

<近年の整備実績>

令和2年度	15件 (認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等10件)
令和元年度	7件 (認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等2件)
平成30年度	6件 (認知症高齢者グループホーム等整備3件、その他改修等3件)
平成29年度	認知症高齢者グループホーム等整備6件

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(介護分野)	727,455	554,614	1,282,069	369,743			184,871	
トータルコスト	728,247	555,406	1,283,653	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	基金計画策定、基金積立事務等				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)に令和3年度分を積み増す。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

(単位:千円)

基金の造成額	補正前	補正額			計
		造成額	造成額の負担内訳		
			国(2/3)	県(1/3)	
介護施設等の整備	468,023	554,614	369,743	184,871	1,022,637
介護従事者の確保	259,397	0	0	0	259,397
合計	727,420	554,614	369,743	184,871	1,282,034

※補正前の額は運用益を除く

(2) 基金の対象事業

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業

○介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型サービス等整備等助成事業
- ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等

○介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
- ・資質の向上
- ・労働環境・処遇の改善
- ・基盤整備

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保」を推進するため、国の交付金を活用し基金を造成しており、今後も安定して事業を行うため適切な基金の造成を図る。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7861）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう自死対策推進事業	22,566	2,148	24,714	1,611			537	
トータルコスト	36,943	2,940	39,883	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.1人	0.1人	3.2人	SNS(LINE)を活用した相談事業				

工程表の政策内容 「健康づくり文化」の創造

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

若年者の自死対策の相談体制の構築及び新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の変調が生じる県民の心のケアを目的として実施しているとっとりSNS相談事業について、10月以降も相談日を拡充する。

※LINEの一時停止期間中は、メールを活用。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
とっとりSNS相談事業 <国3/4、県1/4>	SNS(LINE)を活用した心の相談窓口の相談日を4月～9月と同様に引き続き来年3月末まで拡充する。 ○相談日（10月以降） 毎週月曜日、水曜日及び金曜日、毎月第2及び第4土曜日 令和4年1月5日（水）～8日（土）※冬休み明け ※下線部が継続拡充部分 ○相談時間 午後5時から9時まで ○相談体制 相談員2名体制（公認心理師、臨床心理士等）	2,148

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。
- ・自死対策事業の一環として平成30年度から実施している当該事業について、当初は週1回からスタートしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による心身の変調に対応するため、令和2年4月及び11月の補正予算において、相談日を週4～5に拡充して実施。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることや全国的に若年層の自死者数が増加していることから、令和3年4月～9月も相談日を拡充して実施。
- ・令和2年度は、延べ401件のアクセスがあり、新型コロナウイルス感染症の影響による相談と見受けられるものが21件あった。

（参考）令和2年度の実施状況

○相談件数

アクセス数401件（内訳：相談成立307件、相談不成立件数94件）

○相談成立分の相談内容

健康81件（6件）、メンタル不調65件（3件）、学校37件、家族36件、自死念慮31件（2件）、勤務29件（3件）、男女28件、経済・生活25件（5件）、その他25件（2件）

※相談内容が複数にわたる場合はそれぞれに計上

※（ ）内の件数は新型コロナウイルス感染症の影響による相談と見受けられるもの

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7861)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歯科口腔保健推進事業	16,657	845	17,502	845				
トータルコスト	60,223	1,637	61,860	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	5.5人	0.1人	5.6人	連絡調整業務、支払事務				
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国の歯科保健状況を把握し、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21(第二次)において設定した目標の評価等、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とし概ね5年に1回「歯科疾患実態調査」を国の委託を受けて実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

委託事業名	補正理由	予算額
歯科疾患実態調査 (国10/10)	当初の予定より調査地区の拡大及び1地区あたりの経費の増額に伴う補正である。 (調査地区) 3地区→10地区 (1地区あたりの委託費) 163,760円→167,400円	845

○調査概要

・調査の対象

令和3年国民健康・栄養調査において設定されている地区の満1歳以上の世帯員

・調査の期日(予定)

令和3年10月及び11月(国民健康・栄養調査の身体状況調査と共に実施)

・主な調査項目

性別、生年月日、歯や口の状況、歯をみがく頻度、歯や口の清掃状況、フッ化物応用の経験の有無、顎関節症の異常、歯の状況、補綴の状況、歯肉の状況、歯列・咬合の状況

・調査の方法

国民健康・栄養調査において実施される身体状況調査の会場に委嘱した歯科医師及び検査補助員を派遣して、口腔診査とアンケート調査を実施

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・全国の歯科保健状況を把握し、過去の調査の結果と比較し、今後の歯科保健医療対策の推進を図る。

(参考) 前回調査

実施年度 平成28年

地区数 1地区(湯梨浜町)

被調査予定者数 93名(35世帯)

※鳥取県中部地震発生により調査は中止された。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
（新）がん患者等に対する妊よう性温存療法支援事業	0	7,900	7,900	3,950			3,950																					
トータルコスト	0	9,484	9,484	（補正に係る主な業務内容）																								
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務																								
工程表の政策内容	がん対策の推進																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>がん治療（抗がん剤の投与、放射線治療）等に伴い生じる不妊に備えて、患者の卵子や精子を凍結保存（妊よう性温存療法）する費用に対し、国と協調して補助を実施することで、AYA世代（思春期と若年成人、15歳～40歳未満を指す）を中心とする若い患者が、経済的な負担を軽減しながら将来に子どもを持つ可能性を残せるよう支援を行う。</p> <p><参考> 妊よう性とは「妊娠するための力」のことを言い、女性にも男性にも関わる。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <p>（1）補助対象者（妊よう性温存治療に取り組む患者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の実施要綱に基づき、がん等の治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に判断された方で、対象疾患（がん等）の治療、生命予後に影響がないこと ・対象疾患はがんに限定せず、国の実施要綱に基づき、非がん疾患（再生不良性貧血など一部の難病）も含む ・妊よう性温存治療を開始する日における年齢が43歳未満の方（※下限はなし） ・鳥取県内に住所を有しており、妊よう性温存治療を鳥取県が定める医療機関で実施された方 <p>（2）補助対象となる凍結保存治療の種類と金額等 ※所得制限はなし、補助金額は上限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>凍結治療の内容等</th> <th>補助金額／1回</th> <th>補助回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 胚（受精卵）凍結</td> <td>体外受精などで受精・発育した受精卵を保存</td> <td>35万円</td> <td rowspan="5">1人あたり 2回まで</td> </tr> <tr> <td>② 未受精卵凍結</td> <td>体外受精等を行う前の卵子を保存</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>③ 卵巣組織凍結</td> <td>卵巣を摘出し卵巣にある造卵機能を1度に全て保存</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>④ 精子凍結</td> <td>体外受精等を行う前の精子を保存</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 精子凍結（精巣内精子採取）</td> <td>精巣内から直接精子を採取して保存</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table>								区分	凍結治療の内容等	補助金額／1回	補助回数	① 胚（受精卵）凍結	体外受精などで受精・発育した受精卵を保存	35万円	1人あたり 2回まで	② 未受精卵凍結	体外受精等を行う前の卵子を保存	20万円	③ 卵巣組織凍結	卵巣を摘出し卵巣にある造卵機能を1度に全て保存	40万円	④ 精子凍結	体外受精等を行う前の精子を保存	2万5千円	⑤ 精子凍結（精巣内精子採取）	精巣内から直接精子を採取して保存	35万円	
区分	凍結治療の内容等	補助金額／1回	補助回数																									
① 胚（受精卵）凍結	体外受精などで受精・発育した受精卵を保存	35万円	1人あたり 2回まで																									
② 未受精卵凍結	体外受精等を行う前の卵子を保存	20万円																										
③ 卵巣組織凍結	卵巣を摘出し卵巣にある造卵機能を1度に全て保存	40万円																										
④ 精子凍結	体外受精等を行う前の精子を保存	2万5千円																										
⑤ 精子凍結（精巣内精子採取）	精巣内から直接精子を採取して保存	35万円																										
<p>（3）実施時期 令和3年4月1日から（国の実施要綱が制定された日に遡って適用となる）</p> <p>（4）実施主体 県（財源 国1/2、県1/2）</p> <p>（5）所要額 7,900千円</p>																												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次鳥取県がん対策推進計画（H30～R5）においては、AYA世代の患者に対し生殖機能の温存等の情報提供や相談体制の充実を図る。 ・これまで、がん治療を行う県内医療機関で構成する協議会に相談支援に関する部会を設け、患者支援へ向けて官民挙げた取組を行ってきた。 ・令和2年度には、部会の中に「がん生殖医療分科会」を立ち上げ、妊よう性温存療法支援事業など新たな動きに対応した重点的な支援を継続していくため、議論を始めている。 																												

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	340,890		340,890	220,915		220,915	124,391		124,391
2	給料	1,656,658		1,656,658	1,186,060		1,186,060	409,382		409,382
3	職員手当等	957,398		957,398	683,963		683,963	212,847		212,847
4	共済費	591,939		591,939	418,600		418,600	145,757		145,757
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	66,928		66,928	42,230		42,230	15,678		15,678
8	旅費	56,477		56,477	34,681		34,681	24,223		24,223
	費用弁償	14,387		14,387	7,890		7,890	3,748		3,748
	普通旅費	19,663		19,663	11,450		11,450	6,329		6,329
	特別旅費	22,427		22,427	15,341		15,341	14,146		14,146
9	交際費	200		200	100		100	100		100
10	需用費	129,462		129,462	103,375		103,375	21,176		21,176
11	役務費	60,815		60,815	44,835		44,835	16,149		16,149
12	委託料	3,374,959	3,011	3,377,970	1,055,388	1,000	1,056,388	753,445	1,000	754,445
13	使用料及び賃借料	69,895		69,895	56,689		56,689	21,035		21,035
14	工事請負費	152,154		152,154	18,583		18,583	18,583		18,583
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	12,010		12,010	11,455		11,455	1,176		1,176
18	負担金、補助及び交付金	36,767,988	713,437	37,481,425	29,699,143	674,325	30,373,468	28,921,087	674,325	29,595,412
19	扶助費	1,593,171	3,600	1,596,771	1,475,173	3,600	1,478,773	1,137,548	3,600	1,141,148
20	貸付金	19,340		19,340						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料	400		400						
23	投資及び出資金									
24	積立金	740,046	554,614	1,294,660	730,037	554,614	1,284,651	727,502	554,614	1,282,116
25	寄附金	950		950	950		950	50		50
26	公課費	44		44	44		44			
27	繰出金	3,077,226		3,077,226	3,074,712		3,074,712	3,074,712		3,074,712
	予備費									
	計	49,668,950	1,274,662	50,943,612	38,856,933	1,233,539	40,090,472	35,624,841	1,233,539	36,858,380
財源内訳	国庫支出金	4,708,521	414,400	5,122,921	2,973,093	410,509	3,383,602	2,598,801	410,509	3,009,310
	地方債	199,000	63,000	262,000	51,000	62,000	113,000	32,000	62,000	94,000
	その他	1,552,383	589,796	2,142,179	1,478,916	554,614	2,033,530	884,383	554,614	1,438,997
	一般財源	43,209,046	207,466	43,416,512	34,353,924	206,416	34,560,340	32,109,657	206,416	32,316,073

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	118,876		118,876	842	842	3,070		3,070	
2	給料	409,382		409,382						
3	職員手当等	212,847		212,847						
4	共済費	145,749		145,749			2		2	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	4,973		4,973	5,389	5,389	3,631		3,631	
8	旅費	6,397		6,397	8,035	8,035	9,167		9,167	
	費用弁償	2,535		2,535	213	213	935		935	
	普通旅費	1,835		1,835	647	647	3,525		3,525	
	特別旅費	2,027		2,027	7,175	7,175	4,707		4,707	
9	交際費	100		100						
10	需用費	10,468		10,468	2,250	2,250	7,702		7,702	
11	役務費	3,813		3,813	5,014	5,014	6,715		6,715	
12	委託料	176,158		176,158	123,274	123,274	451,480	1,000	452,480	
13	使用料及び賃借料	6,079		6,079	3,015	3,015	10,729		10,729	
14	工事請負費						18,583		18,583	
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費						1,176		1,176	
18	負担金、補助及び交付金	1,574,130	1,715	1,575,845	19,287,513	554,614	19,842,127	4,457,245	117,996	4,575,241
19	扶助費	2,347	3,600	5,947			1,135,058		1,135,058	
20	貸付金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				727,502	554,614	1,282,116			
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	2,671,319	5,315	2,676,634	20,162,834	1,109,228	21,272,062	6,104,558	118,996	6,223,554
財源内訳	国庫支出金	1,125,897	3,600	1,129,497	664,973	369,743	1,034,716	796,570	37,166	833,736
	地方債				15,000		15,000	17,000	62,000	79,000
	その他	142,771		142,771	703,555	554,614	1,258,169	38,047		38,047
	一般財源	1,402,651	1,715	1,404,366	18,779,306	184,871	18,964,177	5,252,941	19,830	5,272,771

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	361,755		361,755	263,728		263,728	26,757		26,757
2	給料	1,377,360		1,377,360	619,812		619,812	110,954		110,954
3	職員手当等	852,751		852,751	454,304		454,304	60,780		60,780
4	共済費	509,377		509,377	244,120		244,120	39,659		39,659
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	114,182	297	114,479	34,902	297	35,199	10,538	297	10,835
8	旅費	60,657	30	60,687	31,604	30	31,634	11,865	30	11,895
	費用弁償	11,846		11,846	6,713		6,713	1,395		1,395
	普通旅費	24,516		24,516	8,578		8,578	2,963		2,963
	特別旅費	24,295	30	24,325	16,313	30	16,343	7,507	30	7,537
9	交際費	100		100						
10	需用費	516,401	350	516,751	58,989	350	59,339	22,154	350	22,504
11	役務費	99,033		99,033	62,011		62,011	8,900		8,900
12	委託料	2,008,467	62,148	2,070,615	537,147	2,148	539,295	284,109	2,148	286,257
13	使用料及び賃借料	718,810	40,000	758,810	24,134		24,134	4,130		4,130
14	工事請負費	460,530		460,530						
15	原材料費	360		360						
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	16,260		16,260	768		768			
18	負担金、補助及び交付金	14,862,599	1,532,005	16,394,604	4,531,084	8,068	4,539,152	164,185	8,068	172,253
19	扶助費	1,330,058		1,330,058	988,602		988,602	988,482		988,482
20	貸付金	972,243		972,243	957,363		957,363			
21	補償、補填及び賠償金	1,000		1,000						
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	390,800		390,800	383,451		383,451			
25	寄附金	77,830		77,830	71,900		71,900			
26	公課費	25		25	25		25			
27	繰出金									
	予備費									
	計	24,730,598	1,634,830	26,365,428	9,263,944	10,893	9,274,837	1,732,513	10,893	1,743,406
財源	国庫支出金	13,472,032	1,630,343	15,102,375	1,651,589	6,406	1,657,995	760,436	6,406	766,842
	地方債	344,000		344,000						
	その他	1,225,764		1,225,764	871,834		871,834	1,168		1,168
	一般財源	9,688,802	4,487	9,693,289	6,740,521	4,487	6,745,008	970,909	4,487	975,396

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		8目 健康県づくり推進費			9目 生活習慣病予防対策費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	673		673	1,511		1,511	484,643		484,643
2	給料							1,805,872		1,805,872
3	職員手当等							1,138,267		1,138,267
4	共済費							662,720		662,720
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	854		854	2,675	297	2,972	77,132	297	77,429
8	旅費	1,179		1,179	1,639	30	1,669	66,285	30	66,315
	費用弁償	250		250	339		339	14,603		14,603
	普通旅費	510		510				20,028		20,028
	特別旅費	419		419	1,300	30	1,330	31,654	30	31,684
9	交際費							100		100
10	需用費	1,610		1,610	683	350	1,033	162,364	350	162,714
11	役務費	1,869		1,869	1,226		1,226	106,846		106,846
12	委託料	45,776	2,148	47,924	55,509		55,509	1,592,535	3,148	1,595,683
13	使用料及び賃借料	762		762	451		451	80,823		80,823
14	工事請負費							18,583		18,583
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費							12,223		12,223
18	負担金、補助及び交付金	20,141		20,141	99,423	8,068	107,491	34,230,227	682,393	34,912,620
19	扶助費				77,416		77,416	2,463,775	3,600	2,467,375
20	貸付金							957,363		957,363
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料							113,000		113,000
23	投資及び出資金									
24	積立金							1,113,488	554,614	1,668,102
25	寄附金							72,850		72,850
26	公課費							69		69
27	繰出金							3,074,712		3,074,712
	予備費									
	計	72,864	2,148	75,012	240,533	8,745	249,278	48,233,877	1,244,432	49,478,309
財源	国庫支出金	28,680	1,611	30,291	91,650	4,795	96,445	4,624,682	416,915	5,041,597
	地方債							51,000	62,000	113,000
	その他	572		572				2,350,750	554,614	2,905,364
	一般財源	43,612	537	44,149	148,883	3,950	152,833	41,207,445	210,903	41,418,348

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	1,715
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	554,614
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	554,614
12 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	61,246
	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	55,750
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	1,000
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助及び交付金	歯科疾患実態調査負担金	168
	がん患者等に対する妊よう性温存療法支援補助金	7,900

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 救護施設及び更生施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。 (2) 救護施設及び更生施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和3年8月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
利用者の 処遇等	<p>1 略</p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>4 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例別表第1利用者の処遇等の項第4号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

条 例 名 等	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢福祉年金の支給停止となる所得の額が見直されたことに鑑み、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 概要 特別医療費助成の適用に係る所得の基準額について、準用している老齢福祉年金の全額支給停止の所得限度額が見直されたことに伴い、次のとおり改める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: right;">1,695,000円（現行 1,595,000円）</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: right;">2,075,000円（現行 1,975,000円）</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: right;">2,455,000円（現行 2,355,000円）</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td style="text-align: right;">2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和3年8月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	1,695,000円（現行 1,595,000円）	扶養親族等の数が1人のとき	2,075,000円（現行 1,975,000円）	扶養親族等の数が2人のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）	扶養親族等の数が3人以上のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額
扶養親族等の数等	基準額										
扶養親族等がないとき	1,695,000円（現行 1,595,000円）										
扶養親族等の数が1人のとき	2,075,000円（現行 1,975,000円）										
扶養親族等の数が2人のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）										
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額										

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,695,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,075,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) 略</p>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,595,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,975,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) 略</p>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,595,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>1,975,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,355,000円</u>	扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額
扶養親族等の数等	基準額																				
扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>																				
扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>																				
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>																				
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額																				
扶養親族等の数等	基準額																				
扶養親族等がないとき	<u>1,595,000円</u>																				
扶養親族等の数が1人のとき	<u>1,975,000円</u>																				
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,355,000円</u>																				
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額																				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例																										
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正され、医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録事務が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の額の変更を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <p>ア 医薬品等の保管のみを行う製造所の登録に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>医薬品の保管のみ製造所の登録</td> <td>1件につき 36,000 円</td> </tr> <tr> <td>医薬部外品・化粧品の保管のみ製造所の登録</td> <td>1件につき 30,300 円</td> </tr> </table> <p>※その他、登録の更新、登録証の書換え交付の手数料 等</p> <p>イ 医薬品等の製造所の製造管理及び品質管理に関する基準への適合状況の調査(GMP調査)に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>医薬品等の承認を受けようとするときの調査</td> <td>医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査</td> <td>医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の製造所等における必要時の調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円に1品目につき 3,000 円を加えた額 他</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の製造工程の区分ごとの調査及び基準確認証の交付</td> <td>医薬品の無菌原薬を製造する区分に係るもの 125,800 円にその医薬品の製造販売業者1件につき 10,000 円及び1品目につき 3,000 円を加えた額 他</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の承認事項の変更計画に伴う調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円 他</td> </tr> <tr> <td>輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査</td> <td>医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他</td> </tr> <tr> <td>輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査</td> <td>医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他</td> </tr> </table> <p>(2) 次のとおり手数料の額を改定する。</p> <p>医薬品等の製造所の製造管理及び品質管理に関する基準への適合状況の調査(GMP調査)に関するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>医薬品等の承認を受けようとするときの調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他</td> </tr> <tr> <td>輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他</td> </tr> <tr> <td>輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査</td> <td>無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他</td> </tr> </table> <p>※GMP 調査：製造所で行われている医薬品、医薬部外品の製造管理・品質管理について、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(GMP 省令)で定める基準への適合性を調査するもの。 製造所の所在する都道府県が調査を行う。(高度な医薬品等については国) GMP 省令は、令和3年4月28日に改正され、医薬品に係る調査項目が追加された。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、令和3年8月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	医薬品の保管のみ製造所の登録	1件につき 36,000 円	医薬部外品・化粧品の保管のみ製造所の登録	1件につき 30,300 円	医薬品等の承認を受けようとするときの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他	医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他	医薬品等の製造所等における必要時の調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円に1品目につき 3,000 円を加えた額 他	医薬品等の製造工程の区分ごとの調査及び基準確認証の交付	医薬品の無菌原薬を製造する区分に係るもの 125,800 円にその医薬品の製造販売業者1件につき 10,000 円及び1品目につき 3,000 円を加えた額 他	医薬品等の承認事項の変更計画に伴う調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円 他	輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他	輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他	医薬品等の承認を受けようとするときの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他	医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他	輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他	輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他
医薬品の保管のみ製造所の登録	1件につき 36,000 円																										
医薬部外品・化粧品の保管のみ製造所の登録	1件につき 30,300 円																										
医薬品等の承認を受けようとするときの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他																										
医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他																										
医薬品等の製造所等における必要時の調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円に1品目につき 3,000 円を加えた額 他																										
医薬品等の製造工程の区分ごとの調査及び基準確認証の交付	医薬品の無菌原薬を製造する区分に係るもの 125,800 円にその医薬品の製造販売業者1件につき 10,000 円及び1品目につき 3,000 円を加えた額 他																										
医薬品等の承認事項の変更計画に伴う調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円 他																										
輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき 16,400 円 他																										
輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査	医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900 円に1品目につき 500 円を加えた額 他																										
医薬品等の承認を受けようとするときの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他																										
医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他																										
輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき 71,000 円(現行 48,700 円) 他																										
輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査	無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800 円(現行 104,000 円)に1品目につき 3,000 円(現行 2,100 円)を加えた額 他																										

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の4) 略</p> <p>(55の5) 医薬品医療機器等法<u>第39条第6項</u>の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の6) 略</p> <p>(55の7) 医薬品医療機器等法<u>第40条の5第6項</u>の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の4) 略</p> <p>(55の5) 医薬品医療機器等法<u>第39条第4項</u>の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の6) 略</p> <p>(55の7) 医薬品医療機器等法<u>第40条の5第4項</u>の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 薬局製造販売医薬品（<u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u>）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（<u>薬局製造販売業を除く。以下「第1種医薬品製造販売業」という。</u>）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 第1種医薬品以外の医薬</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 薬局製造販売医薬品（ <u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u> ）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略	2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（ <u>薬局製造販売業を除く。以下「第1種医薬品製造販売業」という。</u> ）	略	3 第1種医薬品以外の医薬	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（<u>薬局製造販売業を除く。</u>）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 第1種医薬品以外の医薬</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略	2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（ <u>薬局製造販売業を除く。</u> ）	略	3 第1種医薬品以外の医薬	略
区分	金額																		
1 薬局製造販売医薬品（ <u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u> ）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略																		
2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（ <u>薬局製造販売業を除く。以下「第1種医薬品製造販売業」という。</u> ）	略																		
3 第1種医薬品以外の医薬	略																		
区分	金額																		
1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略																		
2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（ <u>薬局製造販売業を除く。</u> ）	略																		
3 第1種医薬品以外の医薬	略																		

品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。 <u>以下「第2種医薬品製造販売業」という。</u> ）	
4 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品（以下「 <u>指定医薬部外品</u> 」という。）を製造販売するもの（以下「 <u>指定医薬部外品製造販売業</u> 」という。）	略
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの（以下「 <u>一般医薬部外品製造販売業</u> 」という。）	略
6 化粧品を製造販売するもの（以下「 <u>化粧品製造販売業</u> 」という。）	略

(55の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>第1種医薬品製造販売業</u>	略
3 <u>第2種医薬品製造販売業</u>	略
4 <u>指定医薬部外品製造販売業</u>	略
5 <u>一般医薬部外品製造販売業</u>	略
6 <u>化粧品製造販売業</u>	略

(56) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ

品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	
4 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品（以下「 <u>指定医薬部外品</u> 」という。）を製造販売するもの	略
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	略
6 化粧品を製造販売するもの	略

(55の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>第1種医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）</u>	略
3 <u>第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）</u>	略
4 <u>指定医薬部外品を製造販売するもの</u>	略
5 <u>指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの</u>	略
6 <u>化粧品を製造販売するもの</u>	略

(56) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ

れ同表の右欄に定める額		れ同表の右欄に定める額	
区分	金額	区分	金額
1 略	略	1 略	略
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。） <u>第25条第1項第3号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「無菌医薬品製造業」という。）	略	2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。） <u>第26条第1項第3号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「無菌医薬品製造業」という。）	略
3 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「一般医薬品製造業」という。）	略	3 <u>医薬品医療器機等法施行規則第26条第1項第4号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「一般医薬品製造業」という。）	略
4 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第1項第5号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「医薬品包装等製造業」という。）	略	4 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第1項第5号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「医薬品包装等製造業」という。）	略
5 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第2項第1号</u> に該当するもの（以下「無菌医薬部外品製造業」という。）	略	5 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第2項第1号</u> に該当するもの（以下「無菌医薬部外品製造業」という。）	略
6 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第2項第2号</u> に該当するもの（以下「一般医薬部外品製造業」という。）	略	6 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第2項第2号</u> に該当するもの（以下「一般医薬部外品製造業」という。）	略
7 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第2項第3号</u> に該当するもの（以下「医薬部外品包装等製造業」という。）	略	7 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第2項第3号</u> に該当するもの（以下「医薬部外品包装等製造業」という。）	略
8 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第3項第1号</u> に該当するもの（以下「一般化粧品製造業」という。）	略	8 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第3項第1号</u> に該当するもの（以下「一般化粧品製造業」という。）	略
9 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第25条第3項第2号</u> に	略	9 医薬品医療機器等法施行規則 <u>第26条第3項第2号</u> に	略

該当するもの（以下「化粧品包装等製造業」という。）

(57) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所（以下「保管のみ製造所」という。）の登録 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の保管のみ製造所	1 件につき 36,000円
2 医薬部外品の保管のみ製造所	1 件につき 30,300円
3 化粧品の保管のみ製造所	1 件につき 30,300円

(57の4) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく保管のみ製造所の登録の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の保管のみ製造所	1 件につき 26,000円
2 医薬部外品の保管のみ製造所	1 件につき 23,200円
3 化粧品の保管のみ製造所	1 件につき 23,200円

(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定

該当するもの（以下「化粧品包装等製造業」という。）

(57) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定

により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき71,000円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき43,000円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき20,100円
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき16,400円
(5) 略	略
(6) 略	略
(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき12,600円
(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円に1品目につき3,000円を加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	95,200円に1品目につき1,500円を加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	52,000円に1品目につき500円を加えた額
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	47,900円に1品目につき500円を加えた額
(5) 略	略

により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき48,700円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき13,200円
(4) 略	略
(5) 略	略
(6) 略	略
(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 略	略

(6) 略	略
(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	37,200 円に 1 品目につ き300円を加 えた額
(9) 略	略

(5) 略	略
(6) 略	略
(7) 略	略

(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円に 1 品目につ き3,000円を 加えた額
2 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	95,200 円に 1 品目につ き1,500円を 加えた額
3 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	52,000 円に 1 品目につ き500円を加 えた額
4 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	47,900 円に 1 品目につ き500円を加 えた額
5 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	104,000円に 1 品目につ き2,100円を 加えた額
6 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	72,800 円に 1 品目につ き1,000円を 加えた額
7 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200 円に 1 品目につ き300円を加 えた額
8 医薬部外品の保管のみ製	37,200 円に

<p>造所に係るもの</p> <p>9 試験検査施設に係るもの</p>	<p>1 品目につき300円を加えた額</p> <p>39,200円に1品目につき300円を加えた額</p>									
<p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>(59の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の製造工程の区分ごとの調査</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 981 528 1032">区分</th> <th data-bbox="528 981 794 1032">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1032 528 1570"> <p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第1項第3号イに規定する医薬品の無菌原薬を製造する区分</p> </td> <td data-bbox="528 1032 794 1570"> <p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1570 528 1816"> <p>2 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p> </td> <td data-bbox="528 1570 794 1816"> <p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1816 528 2016"> <p>3 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p> </td> <td data-bbox="528 1816 794 2016"> <p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第1項第3号イに規定する医薬品の無菌原薬を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p>	<p>2 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p>	<p>3 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円</p>	
区分	金額									
<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第1項第3号イに規定する医薬品の無菌原薬を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p>									
<p>2 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額</p>									
<p>3 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分</p>	<p>125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円</p>									

		を加えた額	
4	区分省令第2条第1項第4号イに規定する医薬品の原薬を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
5	区分省令第2条第1項第4号ロに規定する医薬品の原薬を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
6	区分省令第2条第1項第4号ハに規定する医薬品の生薬製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
7	区分省令第2条第1項第4号ニに規定する医薬品の固形製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
8	区分省令第2条第1項第4号ホに規定する医薬品の半固形製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
9	区分省令第2条第1項第4号ヘに規定する医薬品の液剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額	
10	区分省令第2条第1項第5号に規定する医薬品の包装、表示、保管のみを行う区分	52,000円にその医薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額	
11	区分省令第2条第1	47,900円にその医	

項第6号に規定する医薬品の保管のみを行う区分	薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額	
12 区分省令第2条第1項第3号イに規定する医薬部外品の無菌原薬を製造する区分	104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額	
13 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する最終滅菌法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分	104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額	
14 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分	104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額	
15 区分省令第2条第1項第4号イに規定する医薬部外品の原薬を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額	
16 区分省令第2条第1項第4号ロに規定する医薬部外品の原薬を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額	
17 区分省令第2条第1項第4号ハに規定する医薬部外品の生薬製剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額	
18 区分省令第2条第1項第4号ニに規定する医薬部外品の固形製剤	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき	

を製造する区分	8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
19 区分省令第2条第1項第4号ホに規定する医薬部外品の半固形製剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
20 区分省令第2条第1項第4号へに規定する医薬部外品の液剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
21 区分省令第2条第1項第5号に規定する医薬部外品の包装、表示、保管のみを行う区分	39,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額
22 区分省令第2条第1項第6号に規定する医薬部外品の保管のみを行う区分	37,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額

(59の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品等の承認事項の変更計画に伴う医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の確認 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき71,000円
2 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき43,000円
3 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき20,100円
4 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき16,400円
5 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき48,700円

6 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき28,700円
7 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	1 品目につき13,200円
8 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1 品目につき12,600円
9 試験検査施設に係るもの	1 品目につき13,200円

(59の4) 略

(59の5) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59の6) 略

(59の7) 略

(59の8) 略

(59の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新 1件につき138,000円

(60) 略

(61) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第4項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第7項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき71,000円
(2) 一般医薬品製造業の	1 品目につ

(59の2) 略

(59の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59の4) 略

(59の5) 略

(59の6) 略

(59の7) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新 1件につき138,000円

(60) 略

(61) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1 品目につき48,700円
(2) 一般医薬品製造業の	1 品目につ

製造所に係るもの	き43,000円	製造所に係るもの	き28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき き20,100円	(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき き13,200円
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき き16,400円	(4) 略	略
(5) 略	略	(5) 略	略
(6) 略	略	(6) 略	略
(7) 略	略	(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき き12,600円	(8) 略	略
(9) 略	略	(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第80条第1項の期間を経過するごとの調査		2 医薬品医療機器等法第80条第1項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円に 1品目につき き3,000円を 加えた額	(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に 1品目につき き2,100円を 加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	95,200円に 1品目につき き1,500円を 加えた額	(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	72,800円に 1品目につき き1,000円を 加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	52,000円に 1品目につき き500円を加 えた額	(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に 1品目につき き300円を加 えた額
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	47,900円に 1品目につき き500円を加 えた額	(4) 略	略
(5) 略	略	(5) 略	略
(6) 略	略	(6) 略	略
(7) 略	略	(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	37,200円に 1品目につき き300円を加 えた額	(8) 略	略
(9) 略	略	(9) 略	略
(62の3)～(64) 略		(62の3)～(64) 略	
(64の2) 医薬品医療機器等法施行令第16条の4第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみ製造所に係る登録証の書換え交付 1件につき2,000円			
(64の3) 医薬品医療機器等法施行令第16条の5第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみ製造所に			

<p>係る登録証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(64の4) <u>医薬品医療機器等法施行令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(64の5) <u>医薬品医療機器等法施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(64の6) 略</p> <p>(64の7) 略</p> <p>(64の8) 略</p> <p>(64の9) 略</p> <p>(64の10) 略</p> <p>(64の11) 略</p> <p>(65)～(224) 略</p> <p>(225) <u>家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付(同条の規定の例による証明書の交付を含む。)</u> 1件につき400円</p> <p>(225の2) <u>家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき知事が使用を許可した豚熱予防液の交付</u> 1件につき70円</p> <p>(225の3) 略</p> <p>(225の4) 略</p> <p>(226)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(64の2) 略</p> <p>(64の3) 略</p> <p>(64の4) 略</p> <p>(64の5) 略</p> <p>(64の6) 略</p> <p>(64の7) 略</p> <p>(65)～(224) 略</p> <p>(225) <u>家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査(前号に規定する検査に限る。)</u>を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p>(225の2) 略</p> <p>(225の3) 略</p> <p>(226)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項第225号の改正規定並びに同項第225号の2及び第225号の3を1号ずつ繰り下げ、同項第225号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の医薬品等の保管のみ製造所の登録等に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第13条の2の2第1項、第14条の2第2項又は第14条の7の2第3項の規定に基づいて行う行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第1号)第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第16条の4第1項、第16条の5第1項、第26条の4第1項又は第26条の5第1項の規定に基づいて行う行為については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第57号の3、第59号の2、第59号の3又は第64号の2から第64号の5までに掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数を徴収する。

<p>条例名等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 次のとおり法律上県の義務に属する療育手帳の誤記載による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）和解の相手方 境港市渡町2962-4 國尾 尚</p> <p>（2）和解の要旨 県は、損害賠償金285,590円を支払うものとする。</p> <p>（3）療育手帳誤記載の概要 ア 誤記載の判明年月日 令和2年8月3日</p> <p>イ 誤記載の発生の場所 西部総合事務所福祉保健局</p> <p>ウ 誤記載の内容 西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の療育手帳について、療育手帳システムへの入力を誤り、障がいの程度が誤って表示されたものを交付した。これにより、和解の相手方が、境港市特別医療費助成制度の対象とならなかったために負担した費用を県が負担しようとするものである。</p>

令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
							未収入		財源			
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債		
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者に係る総合支援費 拡充事業	福祉保健課	37,184,000	37,184,000		36,934,000				250,000	
		障がい福祉分野就職支援金 貸付事業	障がい福祉課	9,128,000	913,000							913,000
		介護保険運営負担金事業費	長寿社会課	9,067,381,000	1,000,000							1,000,000
		鳥取県地域医療介護総合確保 基金(施設整備)事業費	長寿社会課	593,975,000	400,189,000	400,189,000						
		地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金事業費	長寿社会課	55,397,000	20,029,000	233,000	13,353,000			6,000,000		443,000
		社会福祉施設等における新型コロナ ウイルス緊急対策事業費	長寿社会課	181,500,000	150,000,000		150,000,000					
		重度障がい児者支援事業費	障がい福祉課	151,501,000	101,744,000					101,000,000		744,000
		鳥取県社会福祉施設等施設 整備事業費	障がい福祉課	822,067,000	742,129,000		494,750,000			247,000,000		379,000
		鳥取県地域医療介護総合確保 基金	医療政策課	756,117,000	5,913,000	5,913,000						
			福祉保健部合計			11,674,250,000	1,459,101,000	406,335,000	695,037,000		354,000,000	